

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化（資源化）について

1 背景・経緯

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月に施行されたことにより、プラスチック容器包装廃棄物だけでなく、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化（資源化）を可能とする仕組みが設けられました。

市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならないこととなっています。

そのため、令和4年度以降プラスチック使用製品廃棄物の再商品化（資源化）に向け検討してきましたが、この度、再商品化計画の国の認定が受けられる目途が立ちましたので、令和7年度実施に向けて準備を進めていくものです。

2 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集について

破砕ごみとして出されていたプラスチック製品（素材100%のもの）を、プラスチック製容器包装資源と同じ市指定袋（青い袋）に入れ資源化するもの。



3 プラスチック製容器包装資源（プラスチック製品含む・青い袋）の収集日の変更

現在、プラスチック製容器包装資源は、週1回、南部地域は木曜日、北部地域は金曜日、岩倉団地は水曜日に収集していましたが、市内全域水曜日に統一します。

4 破碎ごみ（赤い袋）の収集日数の変更

現在、破碎ごみは、市内全域週1回水曜日に収集していますが、プラスチック製品が資源となることから、破碎ごみの量が減少することが想定されるため、月2回の収集に変更します。（南部地域第1、第3水曜日、北部地域第2、第4水曜の予定）

令和6年度		令和7年度	
燃やすごみ （白い袋）	週2回 南部地域は、 月・木曜日 北部地域は、 火・金曜日	燃やすごみ （白い袋）	変更なし
プラスチック製 容器包装資源 （青い袋）	週1回 南部地域は木曜日 北部地域は金曜日 岩倉団地は水曜日	プラスチック製 容器包装資源（プ ラスチック製品 含む）（青い袋）	週1回 市内全域、水曜日
破碎ごみ （赤い袋）	週1回 市内全域、水曜日	破碎ごみ （赤い袋）	月2回 南部地域は、 第1・第3水曜日 北部地域は、 第2・第4水曜日

5 市民周知について

（1）令和7年3月まで

- ① 1月22日（水）第3回区長会で報告、希望する行政区には説明会の実施
- ② 1月29日（水）第2回環境審議会で報告
- ③ 2月5日（水）第2回環境委員会で報告
- ④ 市ホームページで周知、3月号広報紙でチラシを同時配布及びe-ライ
フプラザ（資源回収ステーション）でチラシの配布
- ⑤ 各行政区へ新たな分別看板の配布

（2）令和7年4月から

- ① ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の変更